

第 2 3 3 回  
福岡県都市計画審議会会議録

平成 3 0 年 5 月 2 9 日  
福岡県中小企業振興センター

午後 1時59分 開会

(静岡都市計画課長補佐) すみません、定刻より少し前になっておりますけれども、皆さんおそろいですので、ただいまから始めさせていただきます。

本日はお忙しい中、御出席いただきましてありがとうございます。私は司会進行を務めさせていただきます、福岡県都市計画課課長補佐の静岡と申します。よろしく願いいたします。

開会前に事務局から御案内いたします。現在、県庁では、省エネルギーのため、軽装、いわゆるクールビズを実施しております。委員におかれましても、御理解、御協力いただきますようお願い申し上げます。

現在、22名の委員の皆様が御出席で、当審議会は定足数に達しておりますことを御報告いたします。

このたび、福岡県都市計画審議会条例第2条第1項第1号の規定により、学識経験のある者から選出されます委員につきまして、今年の4月18日をもって任期が満了したことに伴いまして、4月19日付で新たに委員の皆様を任命させていただいております。

また、3号委員1名と5号委員1名にも交代がありましたので、ここで皆様の御紹介をさせていただきますと存じます。

また、全委員のお手元に、福岡県都市計画審議会条例と本日現在の委員名簿をお配りしております。どうぞ御確認ください。

それでは、委員名簿の番号順に御紹介をさせていただきます。

まず、福岡大学工学部教授の辰巳浩委員です。辰巳委員は新任です。本日は欠席との御連絡を頂いております。

続きまして、福岡県農業会議副会長の古賀正廣委員です。古賀委員は新任です。

(古賀委員) 古賀といたします。よろしく願いします。

(静岡都市計画課長補佐) 続きまして、福岡女子大学教授の山田真知子委員です。山田委員は再任です。

(山田委員) 山田と申します。よろしく願いいたします。

(静岡都市計画課長補佐) 続きまして、弁護士の吉田奈津子委員です。吉田委員は新任です。

(吉田委員) 吉田です。よろしく願いします。

(静岡都市計画課長補佐) 続きまして、福岡大学教授の折登美紀委員です。折登委員は新任です。

(折登委員) 折登でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

(静岡都市計画課長補佐) 続きまして、一般社団法人九州経済連合会社会基盤部長の廣瀬香委員です。廣瀬委員は新任です。

(廣瀬委員) 九経連、廣瀬でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

(静岡都市計画課長補佐) 続きまして、九州工業大学大学院工学研究院教授の吉武哲信委員です。吉武委員は再任です。本日は欠席との御連絡を頂いております。

続きまして、九州大学大学院教授の坂井猛委員です。坂井委員は再任です。

(坂井委員) 坂井です。よろしくお願いいたします。

(静岡都市計画課長補佐) 以上で、今回改選の第1号委員の紹介を終わります。

続きまして、市町村の長を代表する3号委員として藤田陽三様、本日は代理ということで森下様においでいただいております。

(藤田代理委員) 代理で、筑紫野市の建設部長をしております森下でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

(静岡都市計画課長補佐) 続きまして、市町村の議会の議長を代表する5号委員として川上晋平様、本日は欠席との御連絡を頂いております。

続きまして、本日の資料について確認させていただきます。本日の資料は全部で9点ございます。

まず、本日の第233回福岡県都市計画審議会次第でございます。以下、次第に配付資料一覧として掲げてございますが、順に申し上げます。

1点目は、「第233回福岡県都市計画審議会議案」と書かれましたA4判横長の資料でございます。

2点目は、付議案件に係る資料といたしまして、A3横長の「第233回福岡県都市計画審議会委員用図面」でございます。

3点目は、「都市計画道路の見直しについて 報告事項」A3判の資料でございます。

4点目は、報告事項に係る資料といたしまして、「都市計画道路の見直しについて 参考資料」でございます。

5点目は、報告事項に係る資料といたしまして、「福岡県都市計画道路検証方針」A4判縦長の資料でございます。

続きまして、当審議会の参考資料といたしまして、審議会委員名簿、審議会条例、配席図の3点でございます。

以上、次第を含めまして全部で9点でございます。どうぞ御確認ください。配付漏れはございませんでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、引き続きまして、現在、本審議会の会長が空席となっておりますことから、御出席の全委員の互選により新会長を選出していただきたいと存じます。本審議会の会長につきましては、お手元に配付させていただいております審議会条例の第4条第1項にありますように、学識経験を有する者のうちから委員の選挙によってこれを定めるとされております。しかし、選挙の方法については特に定めがございません。つきましては、前回に倣いまして、委員の皆様からの御推薦を得た上で選出したいと思っておりますが、いかがでしょうか。

〔「異議なし」という声あり〕

(静岡都市計画課長補佐) 御異議がないようですので、そのように進めさせていただきたいと存じます。

早速ですが、どなたか御推薦を願えますでしょうか。

(山田委員) 3番委員の山田です。よろしく願いいたします。

従来から、5番委員の法律の御専門家に会長をお願いしていると伺っております。それで、今回も法律を御専門とされている折登先生をお願いしてはいかがかと思っております。よろしく願いいたします。

(静岡都市計画課長補佐) ただいま御推薦をいただきましたが、他に御推薦はございませんでしょうか。

〔「なし」という声あり〕

(静岡都市計画課長補佐) 他に御推薦がないようですので、山田委員から御推薦がありました折登委員に会長に御就任いただきたいと思っておりますが、よろしいでしょうか。

〔「異議なし」という声あり〕

(静岡都市計画課長補佐) それでは、折登委員に会長に御就任をお願いしたいと思いますので、どうぞ拍手をもって御選任ください。

(拍手)

(静岡都市計画課長補佐) それでは、これからの議事につきまして、折登会長、よろしく願いいたします。

(折登会長) ただいま会長に選任いただきました、改めまして折登でございます。会長として、審議会の円滑な運営に努力してまいりたいと存じておりますので、皆様方の御協力を

ぜひともよろしくお願ひ申し上げます。

着席させていただきます。

ここで、早速ではございますけれども、条例第4条第3項の規定に基づきまして、会長の職務を代理する方を指名する必要性があります。会長職務代理者につきましては、会長のように第1号委員に限定する条例上の規定はありませんが、これまでも第1号委員の中から指名してきた経緯もございますので、今回は8番委員の坂井猛委員を指名させていただきたいと存じます。いかがでしょうか。

〔「異議なし」という声あり〕

(折登会長) ありがとうございます。それでは、坂井委員の方からも一言御挨拶をお願い申し上げます。

(坂井委員) 坂井でございます。一生懸命努めます。よろしくお願ひいたします。

(折登会長) ありがとうございます。それでは、定足数に達しておりますので、第233回福岡県都市計画審議会を開催したいと存じます。

委員の皆様のお席につきましては、慣例に従い、正面に向かって右側より委員番号順とさせていただきますので御了承願ひいたします。

なお、私、人様の名前の前に番号をつけて呼ぶというのはちょっと失礼かとは存じますけれども、記録の関係上、そういうことになっているようですので、失礼の段、どうぞお許しくださいませ。

なお、発言される委員の方におきましては、速記の関係がございます。挙手されてマイクが来た後、マイクを御利用の上、御自分の番号を述べてから発言されますようお願い申し上げます。

本審議会は、平成13年8月開催の第171回から公開しております。傍聴者におかれましては、会議場内にも掲示しております福岡県都市計画審議会公開規程第8条を遵守の上、御発言を慎む等、静ひつに傍聴していただきますよう御協力をお願い申し上げます。

本日は、審議について報道していただけるということですので、報道機関の方が取材にお見えになっております。撮影の時間をしばらくとりたいと思っておりますけれども、いかがでございましょうか。

〔「異議なし」という声あり〕

(折登会長) では、若干撮影の時間を設けます。

〔マスコミ撮影〕

(折登会長) では、これから先につきましてはカメラ撮影等を一切お断りしております。これらが守られない場合には即刻御退席いただきますので、御協力をお願いします。撮影は終了ということです。よろしいでしょうか。

では、審議に入ります。

本日、御審議いただきます議案は、次第に掲載の第3800号議案「福岡広域都市計画道路の変更（福岡県決定）について」でございます。

では、幹事であります県都市計画課長から説明をお願いいたします。

(野上幹事) 皆様、お疲れさまでございます。今年4月より県の都市計画課長を拝命しております野上でございます。どうぞよろしくをお願いいたします。

本日はお忙しいところ、233回の福岡県都市計画審議会に御出席賜りまして、まことにありがとうございます。本日も含め、今後ともよろしく御審議いただき、また御鞭撻いただきますよう、この場をおかりいたしましてお願い申し上げます。

それでは、座らせていただきまして、早速ではございますけれども、第3800号議案について御説明申し上げます。皆様方のお手元には、この3800号議案のA4横長の議案書と、あとA3横長の委員用図面をお配りさせていただいております。これに基づきまして御説明させていただきます。

本議案でございますけれども、福岡広域都市計画道路の変更について、福岡県決定に関わるものでございます。

お手元の議案書でございますけれども、1から4ページまでございます。委員用図面でございますけれども、右下にページ数を打っておりまして、3800-1から3800-3までのページ、これが総括図、計画図、そして新旧対象図ということで掲載させていただいております。前方にスクリーンがございまして、こちらも用いながら御説明させていただきます。

今回、都市計画道路の区域を変更いたしますのは、宗像市内にございます3・4・10-2号宗像福岡線でございます。この地域の概況でございますけれども、スクリーンのほうに映しておりますが、東西にJRの鹿児島本線が走っておりまして、主な駅といたしましては赤間駅と東郷駅という二つの駅がございまして、その南側に、JRと平行するように国道3号線が走っております。今回変更いたしますのが、申しわけございません、ちょっとスクリーンが見にくくございますけれども、左側の赤い塗り潰しとございますか、丸く書いているところ、ここがJR東郷駅でございます。この近辺が幼稚園、小学校、そして消防

本部、病院などが集積している地域でございます。

その次を出していただけますでしょうか。

当路線でございますけれども、宗像市石丸3丁目を起点といたしまして、同市村山田を終点とする延長約1万910メートルの路線でございます。主として、幅員18メートルの幹線道路となっております。宗像市の都市計画マスタープランにおきまして、本路線は中心軸を担う道路という位置づけになっております。また、宗像地域と玄海地域を南北に結ぶ主要地方道でございます宗像玄海線と接続しておりまして、宗像・沖ノ島と関連遺産群へのアクセス道路網を形成する道路にも位置づけられております。

次、お願いします。

今回の変更につきまして、今、スライドで出ておりますけれども、遠い委員の皆様方はおそらく見にくいかと思しますので、お手元の委員説明資料の3800-3のところでお説明させていただきたいと思っております。

都市計画道路宗像福間線のうち、今回計画の変更を行う区間でございますけれども、ちょうどこの図面で色を塗っているところ、3色に分かれておりまして、北とか南とかなかなか分かりづらくございますので、上が赤、下が青、その下が黄色となっております。このすぐ下がJR東郷駅でございます。この道路は、着色しているすぐ下に八並川という河川が走っておりまして、今回、道路の事業着手に先立ちまして河川管理者と協議を実施した結果、維持管理、そして緊急時の対応のために河川管理用の道路を避けて道路区域を定める必要が生じたので、道路の線形を見直しまして、都市計画道路の区域を変更するものでございます。

今の区域が青と黄色の部分でございます。これを、図面でいえば上のほうに法線を振りまして、赤と青の部分になります。変更区間でございますけれども、この幹線の主な幅員を18メートルと先ほど申しましたが、この区間は幅員4車線で25メートルでございます。ちょうどこの区間は交通量が多いということで、幅員も広がってございます。変更する区間は、距離が約290メートルとなっております。

次に、前方を御覧いただきたいと思っておりますけれども、スケジュールについて御説明させていただきます。

平成29年12月1日から12月15日までの2週間、都市計画変更の原案の閲覧を行ったところでございます。その結果、閲覧者は4名でございましたが、公述の申し出がございませんでしたので、公聴会は開催いたしておりません。

次に、都市計画法第17条に基づきまして、平成30年3月2日から3月16日までの2週間、都市計画変更の案の縦覧を行っております。その結果、縦覧者数は7名、意見書の提出が1件ございましたけれども、この意見書につきましては、今回の都市計画道路の変更とは全く関係のない内容でございましたので、関係部署のほうで対応することにいたしております。法定縦覧の後、都市計画法第18条に基づきまして、関係市町村である宗像市に意見照会を行いまして、意見なしの回答を頂いています。

本日、委員の皆様におかれましては、この案件につきまして御審議いただきまして、御承認いただけましたら、都市計画変更の決定告示を行う予定でございます。どうぞ御審議のほど、よろしく願いいたします。

(折登会長) ただいまの説明について、何か御質問、御意見はございましょうか。

〔「なし」という声あり〕

(折登会長) では、御異議がないようでしたら、全会一致ということで、本議案について御承認を頂くということでよろしいでしょうか。

〔「異議なし」という声あり〕

(折登会長) それでは、そのように決めます。

次に、報告事項として、都市計画道路の見直しについてでございます。

では、幹事であります県都市計画課長から説明をお願いいたします。

(野上幹事) 引き続きまして、事務局より報告事項でございます。

内容は、都市計画道路の見直し検証についてでございます。皆様方のお手元には、A3判のカラーで、1枚物、表題に「都市計画道路の見直しについて 報告事項」と書いている資料をお配りさせていただいております。これとは別に「都市計画道路の見直しについて 参考資料」という、同じくA3のカラー版、4ページ物をお配りさせていただいております。それともう一つ、これに付随する資料といたしまして「福岡県都市計画道路検証方針」A4の縦でございますけれども、その改定版をお配りさせていただいております。これを用いまして御説明させていただきます。

都市計画道路につきましては、目指すべき将来都市像を実現するために都市計画決定されたもので、長期的ビジョンを持った計画であることから、その整備に長期間を要するものでございます。しかしながら、都市計画道路の多くが高度経済成長期に計画されたもので、それらの道路は、現在、人口減少、そして少子高齢化、こういった社会情勢の変化、そして都市政策の転換に伴いまして、都市計画道路としての必要性が計画決定時から大き



く変化しているという実情がございます。事実、都市計画道路の50%以上が、決定後40年以上経過して未着手となっているという状況でございます。このため、県では平成17年度より都市計画道路の見直し検証を実施いたしております。

お手元の参考資料でございますけれども、1ページ目の左側を見ていただきたいと思っております。スクリーンに出しておりますけれども、ちょっと見にくくございますので、こちらを見ていただければと思っております。

まず、ガイドラインとなります福岡県都市計画道路検証方針というものを平成17年8月に策定いたしております。これに基づきまして、計画決定後に未着手となっております都市計画道路の幹線街路688路線、1,445キロメートル、この中から、未着手でございます457路線を対象に見直し検証を行いまして、119路線、126キロメートルの道路を計画の変更や廃止が必要な見直し候補路線として抽出いたしております。

見直し候補路線につきましては、当審議会におきまして、平成21年度から23年度にかけて報告させていただいております。この見直し候補路線は、順次、計画の変更、そして廃止、そういった都市計画の手続を行ってございまして、現時点で77路線が手続を完了いたしております。

こういった状況の中でございますけれども、見直し検証の実施後おおむね10年、前回検証の方針を決めましてからもう13年が経過いたしておりますことから、社会情勢もさらに変化してきております。道路の必要性、そして実現性にも変化が生じているということを鑑みまして、今回、評価手法の一部を変更して、新たな見直し検証を本年度より行う予定でございます。

評価手法の変更に当たりましては、本審議会の設置委員会である持続可能な都市づくり専門委員会にて、学識経験者の先生の皆様方から専門的助言を頂きまして変更いたしましたので、今回、この場をおかりいたしまして報告させていただきます。

今回の検証でございますけれども、1ページ目の右側のページでございますが、検証の実施に先立ちまして、福岡県都市計画道路検証方針を平成28年度に一度改定いたしております。それがお手元にお配りしておりますA4の縦判でございますが、この検証方針の中の3-1ページに詳しく記載いたしております。

青字で記している部分が改定部分でございますが、中身といたしましては、集約型の都市づくりの目標と考え方、そういったものを盛り込んで改定しています。つまり、コンパクトシティ化、こういったものを推進していこうというものでございます。今回の都市計

画道路の見直しについても、こういった観点も踏まえまして検証を行っていく予定でございます。

新しい検証の対象となりますのは、先ほどの参考資料の1ページ目右側にも書いておりますけれども、都市計画道路の幹線街路654路線、1,370キロメートルのうち、事業が未着手でございます375路線、586キロメートルでございます。また、今回これに加えまして、事業中の路線で未着手の区間も検証対象といたしております。これらにつきまして、路線の必要性や実現性の評価、そして道路網全体の評価を検証しまして、存続、そして見直し、そういった選定をしていくということで考えています。

それでは、まず評価手法の変更について、変更した点につきまして御紹介させていただきます。報告事項、1枚紙でございますけれども、これに基づいて御説明申し上げます。

まず、この1枚紙の右側に評価手法の変更内容と書いております。1点目の変更点といたしましては、前回、定性評価で行ってございましたけれども、今回、新たに定量評価を採用いたしております。この定量評価を採用するメリットといたしましては、道路の評価を点数化することによりまして、客観的な数値評価が検証できるようになるということ、そして、評価項目を具体的に設定することで、評価者によって生じる評価のばらつきを抑えて、評価した内容を明確にするという効果もございます。

2点目の変更点でございますけれども、地域特性を反映しているということでございます。定量評価の評価項目の点数を一律にするということではなく、項目の重要度に応じて重みづけをするということで考えております。その重みづけは市町村ごとに設定いたします。これについては、またこの後、御説明申し上げます。

最後に3点目でございますけれども、今まで、存続するか、変更するか、廃止するか、この三つの判定しかございませんでしたが、新たに「保留」という判定を追加いたしております。保留というのは、現段階では検証に必要な判断材料がそろっていない路線に適用するものでございます。例えば、他の事業が整備中で、将来の交通量が確定していない路線といったものもあろうかと思っておりますので、そういった路線は保留扱いといたしまして、今後、適宜、状況の確認を行いまして、検証材料がそろった段階で新たに検証に取りかかるということを考えておりますので、継続的な検証が行えると考えているところでございます。

以上が新しい検証手法の変更内容、そして特徴でございます。

スケジュールでございますけれども、この報告事項の左側でございます。申しわけござ

いません、右に行ったり、左に行ったり。このスケジュールについて御説明申し上げます。

見直し検証は今年度から実施する予定でございまして、まず、今年度に路線の道路構造や整備状況といった基礎的な情報を整理しまして、検証の対象となる区間を抽出いたします。そして、平成31年度から32年度にかけて、個別の路線の必要性、実現性、そして道路網全体での評価を行いまして、見直し候補路線を抽出していくということで考えております。見直し候補となった路線につきましては、平成33年度以降に、地域の合意形成を図りながら、順次、都市計画の変更手続を実施してまいります。

この左側のフロー図の中で赤字の部分で今回変更した箇所ございまして、(3)、(4)、(5)に、基礎点の設定、必要性評価、実現性評価と書いておりますが、この部分を定量評価に変えたというところが大きな変更点でございます。そして、それプラス「保留」という判断材料をつけ加えたということでございます。

このような説明だけでは分かりにくいかと思われまので、参考資料の2ページ目、検証の流れに沿って御説明申し上げます。

ちょっとお時間がかかって申しわけございませんけれども、まず、2ページ目の上段の左側に検証フロー、2ページ目の下段から4ページ目にかけて、検証に用いるカルテを記載いたしております。ここでいうカルテでございますけれども、カルテとは路線の情報を整理したり評価したりするもので、検証作業はこのカルテを記入しながら実施してまいります。このカルテの記載方法に沿って御説明申し上げます。

まず、参考資料2ページ目の下段に一つカルテがございます。これを路線カルテと申します。この路線カルテでございますけれども、道路の構造、計画決定履歴、そういった基礎情報を整理して、検証の対象区間を抽出するカルテでございます。全ての幹線道路を対象に、一つの路線につきまして一つのカルテを作成してまいります。そして、一つの路線を事業の整備状況や主要な交差点などで区間割りをいたしまして、その区間で、事業未着手のもの、そして中長期の道路整備計画に位置づけがないもの、区間、そういったものを見直し検証の対象として抽出してまいります。

ここで、図のほうを見ていただきますと、この例では、全体が3,300メートルの一つの路線がございまして、これを①から⑤まで五つの区間に分けております。そのうち①と②が未着手、実際④も未着手でございますけれども、①、②が未着手の上、中長期道路整備計画にも位置づけがないということで、この二つの区間が検証対象となるという事例でございます。こういったことで路線カルテというものを整理してまいります。

次に、参考資料3ページの上段でございますけれども、これが基礎点カルテでございます。基礎点カルテは数値評価の基礎となる点数を設定するものでございまして、市町村ごとに作成いたします。市町村が重視したい項目の基礎点に重みをつけることで、市町村ごとの地域特性、そして市町村の都市政策を評価に反映できるようになるのが特徴でございます。それによって、画一的ではなく、市町村が主体性を持って将来像に沿った検証に取り組めるようになるかと考えてございます。また、県では、広域的視点から市町村とともに検証作業を行っていくということで考えております。

基礎点の設定方法でございますけれども、ここを見ていただきますと、評価項目の大項目と小項目をこういうふうに分けておりまして、それぞれ赤枠で今囲っておりますが、この赤枠内がそれぞれ100点ございまして、重視したい項目を大きくしながら重みづけをいたします。そして、大項目と小項目を掛け合わせることで、横の基礎点が算出されることとなります。左側が必要性評価の項目で、右側の表が実現性評価の項目でございますけれども、基礎点はそれぞれで設定いたします。ここまでが評価を行う準備段階でございます。

次に、参考資料3ページの下段でございますが、ここが評価の実作業を行っていく区間カルテというもので、区間カルテは、区間カルテ1と2、2枚構成となっております。

まず、3ページの下段の区間カルテ1でございますけれども、これは必要性評価を行うカルテでございます。設定された15の評価項目につきまして、それぞれ必要性があるやなしや、そういった検証を行いまして、必要があると評価された項目には、先ほど基礎点カルテで設定いたしました基礎点が配点されていきます。そして、それらの合計値がこの区間の必要性の高さということで考えております。この事例で見ますと、合計で81点となっておりますけれども、目安としては、70点以上の区間は必要性が高いと評価されまして、次の実現性評価へ進むということで考えております。70点未満の区間につきましては、必要性が低い評価でございますので、これは路線の中の区間の廃止候補として位置づけられます。

次に、参考資料の4ページ目の上段でございますけれども、申しわけございません、次のページでございますが、これが区間カルテ2でございます。実現性評価、そして道路網評価、総合的検証を行うカルテでございます。先ほど行いました必要性の評価で、必要性が高いと評価された区間の実現性をまず評価いたします。必要性評価と同じように設定された七つの評価項目の評価をそれぞれ行いまして、実現性の点数を算出いたします。目安といたしましては、必要性評価と同じく70点以上の区間は、事業化するのに支障がない、

実現性の高い区間というふうには考えられるとなっております。

ここを見てくださいと、項目として大規模施工や既存物件などございますけれども、例えば、家が非常に張りついていて、なかなか施工するのに実現性が難しいとか、橋梁やトンネルなど大きな構造物等があって、なかなか実現性が難しいとか、そういったものについてマル・バツを入れていくと。この事例では60点ということでございますので、これは実現性が低いという評価になってまいります。先ほどと同じく、70点以上の区間は事業化するのに支障が少ない実現性の高い区間となりまして、その区間は存続候補となりますけれども、逆に70点未満の区間は、必要性は高いですけれども実現性が低い、事業化への支障がある区間ということで、ここでばっさり切り捨てるのではなくて、もう一度、今度は計画変更による実現性の向上を検証してまいります。

計画変更の検証では、例えば、道路幅員が4車線であったものを2車線にするとか、ルートを変えるとか、あと構造ですね、例えば両歩道だったものを、歩道を狭くするとか片歩道にするとか、そういった変更をしてみまして、実現性が高まるのかどうかという評価を行います。計画変更をしました案を設定しまして、もう一度、実現性を点数化いたします。ここで変更によりまして実現性が高まる区間につきましては、存続が可能である変更候補として位置づけます。また逆に、こういったことをやっても実現性が向上しないという区間は廃止候補ということにいたします。

最後に、道路網図を用いて道路網評価を行うということで考えておりまして、必要性評価と実現性評価を行った結果、存続、変更、廃止といった候補ができるわけでございますけれども、これを全て反映して道路網図を作成いたします。4ページの下段に道路網図の例を記載いたしておりますけれども、この道路網の形態、そして道路の連続性や隣接の市町との計画の整合性、こういったものをチェックしてまいります。

例えば、隣接する市町では道路は存続なのに、こちらの市町では道路が廃止になっているところにつきましては、やはり接合しなくなるということで、存続を含めて考えていくことも検証してまいります予定でございます。そういった道路網図を検証いたしまして、その後、この道路網図に将来予測交通量を配分しまして、交通量が支障なく流れるかどうかというチェックまで行ってまいります。チェックの結果、道路網として問題がなければ、最後に存続、変更、廃止、そういった最終の判定が行われることとなります。

このように都市計画道路の見直しを図ることで、現在の社会情勢、そして、それぞれの市町、県も含めて、都市政策に適合した道路網の形成を図ってまいりたいと考えておりま

す。また、存続と判定された必要な路線につきましては、早期着工につきまして、県と市町村が協力して進めてまいりたいと考えているところでございます。

大変時間を頂きまして申しわけございませんでしたが、説明としては以上でございます。よろしくお願ひいたします。

(折登会長) ただいまの説明について、何か御質問、御異議はございますか。

(平井委員) 20番の県議会議員の平井でございます。御意見を少し申し上げたいと思います。

昨年の3月県議会の予算特別委員会と6月の議会一般質問で、私はこの件につきまして御提言させていただいて、質問を行わせていただきました。

その背景は、先ほど課長の方から説明がありましたように、40年以上そのままである都市計画道路が55%あるという中で、都市計画道路決定されますと、その用地の土地の利用の制限が生じてきます。そのような中で、地権者としては、何年たってもそのままの状態、新たな展開もしづらいつと。あるいは、その都市計画道路が計画されている周りの方は、その都市計画道路ができることによって、将来こうしようという計画を持ってあつた方がおられます。それが40年、50年とそのままの状態であること自体が、まちづくりに対して大きな障害になっていると。そのような観点から、つくるべきところはできるだけ早くつくっていただきたい。そして、見直すべきところは早急に見直して、本来、これから目指すべき都市の形に、それを生かしていただきたいという思いで質問させていただきました。

今回、このような形の中で評価手法も見直してもらいましたし、あるいは、これからのロードマップも示していただきましたので、大変ありがたく思っております。ただ、この件がこれまでずっと先延ばし先延ばしされてきた背景には、やはり、その土地の所有者でありますとか周りの地権者、利害関係者の利害の関係があります。これからこれを具体的に評価されて、地域に落としていくときには、いろいろな意味で、いろいろな障害、多難なことがあろうかと僕は予想をしております。

ただ、この見直しは、我々福岡県にとって非常に大切なことでありますので、何とかこの際にしっかりとやっていただきたいという思いであります。そのために、市町の行政、あるいは地域の利害関係者としてしっかりとした連携をとっていただいて、円滑に進めていただけるようお願いをしたいと思います。

以上でございます。

(折登会長) ありがとうございます。

事務方のほうで、今の意見を受けて何かございますか。

(野上幹事) ありがとうございます。以前、一度見直したところで、先ほど冒頭に説明させていただきました119路線、これが見直し対象になったにもかかわらず、手続が完了したのがまだ77路線しかございませんでした。その理由でございますけれども、市町村の方々に確認する中で、今、委員御指摘のように、地域の合意形成にやはりどうしても時間がかかる、また関係機関との調整に時間を要しているといった意見が多くございました。

そういった御意見も踏まえながら、既に手続も終わった市町村も多々あるわけでございますので、そういったところからの情報、状況などを収集いたしまして、今から都市計画道路を廃止、変更していく市町村に対しまして情報提供を行い、県としても助言させていただきながら、円滑に進められるように検証していきたいと考えております。

(折登会長) よろしいでしょうか。

〔「なし」という声あり〕

(折登会長) それでは、本日の審議案件は以上でございます。

ここで、運営規則第8条の規定によりまして、本審議会議事録の署名委員を指名させていただきます。議事録の署名は、2番の古賀委員と6番の廣瀬委員にお願いいたします。

なお、次回審議会については、後日、事務局から連絡させていただきますが、委員の皆様におかれましては……。

事務方の方から、他に御意見があるのではないかとということで、再度聞いてくれということですが、よろしいでしょうか。

〔「なし」という声あり〕

(折登会長) ということで、報告等について意見等はそれ以外ないということで、進めさせていただきます。

本日の審議会は終わりということになりますけれども、次回の審議会については、後日、事務局の方から連絡させていただきますが、委員の皆様におかれましては、次回につきましてもぜひ御出席を賜りますようお願い申し上げます。

最後になりましたが、委員及び傍聴の皆様、本日は円滑な審議に御協力いただきましてまことにありがとうございました。次回からもどうぞよろしくようお願い申し上げます。

それでは、本日の審議会はこれにて終了ということにいたします。どうもありがとうございました。

午後 2時46分 閉会

以上のとおり、第233回福岡県都市計画審議会の内容に相違ないことを認めます。

会 長

議事録署名委員

議事録署名委員